

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年10月20日（木曜日）
午後2時00分～午後4時20分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 竹 岡 昌 治 委 員
徳 並 伍 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
大 中 宏 委 員 河 村 淳 委 員
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
高 木 法 生 委 員 有 道 典 広 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長
前 野 兼 治 建 設 経 済 部 建 設 課 長 金 子 彰 市 民 福 祉 部 長
佐 々 木 郁 夫 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 石 川 博 之 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 廃 棄 物 対 策 係 長
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長

午後 2 時 0 0 分再開

委員長（南口彰夫君） それではただ今より、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催をいたします。開催にあたり、欠席届を先程村上健二、柴崎修一郎、高木法生議員の3名から欠席届が出ています。それと有道議員なんですが、きょうの委員会を開催するに当たって、執行部の説明もそうなんですが、契約の段階に入ってきているので、除斥も含めて会議規則に則って運営したいので、出席をしていただきたいというのを先週の初めにお願いをしときました。それに併せて、きょうの急でしたが、きょうの委員会を開催をすることといたしました。残念ながら先程、朝9時くらいに病院に予定をしていたということなので、病院を予定しちょっとということなら、せめて事前に分かったんじゃないかと思うんですが、先程、布施副議長のほうにご足労願って連絡を取って頂きましたら、かろうじて連絡が取れたんですが、市外のほうの病院で、治療中か若しくは受診中かなので、終わり次第連絡をしていただきたいということにはなっております。しかしながら一旦欠席届が書類上は出ています。以上です。

先の委員会に続いて、資料の請求をしております。資料の請求で協議のところに入ってくるだろうと思うんですが、取りあえず前回のところで、契約に係る関係する書類ということで、資料の提出をお願いしております。それが開いていただければ、最初に資料の提出についてということで、市長から議長あてに戻ってきております。その説明を執行部のほうに求めたいと思いますが。前野課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは前回の委員会において、委員から質問のありましたこの工事の元請業者と下請業者及び処理業者との契約等において質問の内容につきましては、市として適正な指導をされたか、契約通りでないとおかしいのではないかと、また振り込みされたのかという質問の内容でございました。この点についてご回答をいたしたいと思います。本日4ページの資料を提出をいたしております。この資料に基づきまして、ご回答をしたいと思います。まず資料の1ページ、3ページにつきましては、第1回の資料要求があった時において、既に提出をいたしております。この注文請書、1ページ、3ページ2社ございましたので、この注文請書は、元請業者と下請業者2社が、仮設工事や解体工事を行うために交わした請書でございます。まず1ページにおいては、西日本総合産業株式会社との請書でございます。その資料の中段あたりに、注文金額という欄がございま

す。ここでは493万5,000円とございます。その注文金額欄の右端にありますように、内訳は別途というふうにされておりました、前回の委員会においては、口頭のみでの説明をさせていただきましたが、今回はその内訳書を2ページ目に添付しておるところでございます。その2ページの内訳書に記載がありますように、この度問題となっております産業廃棄物運搬、それに処分費用においては、下請業者と元請業者との請書の中で見てございます。つまり、この中に含まれているということになります。こういったことから、産業廃棄物の運搬や処分費用は、下請業者2社から処理業者へ支払われているものというふうに、市では確認をいたしておるところでございます。なお3ページ、4ページの有限会社ニッ堂建設についても、同様でございます。それと金銭の流れにつきましてですが、この契約に係ります金銭の流れ、つまり振り込みがどうであったか、という点等につきましてですが、市のほうといたしましては、特に調査のほうは行っておりませんので、金銭の流れについては分からないといった状況でございます。それと委員のご指摘の、市として適正な指導したかとの問いについてでございますが、これにつきましては、建設副産物適正処理推進要綱において、公共事業の発注者にあつては、つまり市にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任を明確にし、なお、建設副産物対策が適正に実施されるように指導しなければならないというふうにされておりました、そのように市のほうでは認識をいたしているところでございます。以上が説明の内容でございます。

委員長（南口彰夫君） ちょっと単純な素朴な質問させてもらうんじゃけど、資料3なんじゃけど、下に代表取締役有道玲子さんとなつちよるんじゃけど、株式会社ユウエイで先日私がユウエイの登記簿謄本やったら代表取締役は有道玲子さんになつちよたんじゃけど。有道玲子さんが子会社の社長で、ユウエイの社長が有道玲子さんとなつちよつたんじゃけど間違いないか。ゆっくり手をあげて、ゆっくり言つてね、ちょっと確認していね。はい、確認して。それではちょっと休憩です。

午後2時10分休憩

.....

午後2時30分再開

委員長（南口彰夫君） 再開いたします。はい、簡単によろしく。久保課長。

総務部監理課長（久保宏二君） 株式会社ユウエイの代表者につきまして、これは

今担当のほうで資料探しているんですが、日付のほうははっきりいたしません。代表は有道議員から有道玲子さんに代わっております。それからニッ堂建設におきましても、代表取締役は村上日出子さんに名義が代わっております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございました。それでただ今契約に関する注文請負書とそれに係る資料が出されています。これに関して等、その他ご意見があれば委員のほうにお願いをいたします。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 前回質問をしまして、こういう資料が出てきた訳なんですけど、基本的なことをですねちょっとお尋ねをしたいと思うんですね。まずこの工事を入札をする時に恐らくそれなりの注意事項といいますか、いろんなことを詰められたと思うんですね。その中でも、入札条件及び指示事項ということで恐らく詰められたと思うんです。特に請負者といいますか、請けたほうは建設副産物適正処理推進要綱、ちょっと難しいんですが、それともう一点は建設廃棄物処理指針、これに基づいてということで作るようになっております。非常に出足からいろいろあったのは、建設業法と廃棄物処理というのが極めて違うんですね。本質的に。その違うために非常に理解が私なんかもしにくかったというのが事実なんです。それで建設の今の産業廃棄物処理指針というものをきのうになってちゃ遅いんですが、きのうになって、ちょっとネットで取り出してみました。そうしますと、平成22年度版新旧対照表というので、どこが改正されたかというのまで全部書かれております。その中で排出業者とはとこう書いてあるんですね。廃棄物を排出するものであり、建設工事等においては原則として発注者から直接工事を請け合う者、いわゆる元請業者、これがいろんなものを排出するものということの定義がされております。そういたしましてですね、更に適用範囲という中で、本指針は建設工事等の元請業者のほか発注者、つまり美祿市、設計者、これも美祿市の責任だろうと思えます。それから下請業者、処理業者、建設資材の製造事業者等対象とするところになってるんですね。廃棄物の基本事項としてですね、下請業者に一括して請け負わせる場合においては、元請業者が総合的に企画調整及び指導を行っていないと認められる時は、下請業者が排出事業者になる場合があるので留意する必要があると、こういうふうに定めてあります。今回は今きょう資料を出していただいたら、下請業者に対して廃材の運搬、それからあれまで全部含まれた契約書になっておると思えます。いわゆる裏側に産業廃棄物運搬処分とこう書いてあります。金額は黒で消して

ありますから分かりませんが、しかしながらこれを含めた、それから仮囲い設置、これも含めてある。いわゆる元請業者が仮囲いをやらんにゃいけんの、これもまわしてある。しかも2社のうち1社は、仮囲いをやるようにやってある。そして2社とも産業物運搬並びに処分については下請のほうにされてると。そうしますと下請業者が請けたということでここであるだろうと思うんですね。そうしますと下請業者が排出業者という解釈をしてもいいのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） よろしいですか。前野課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 委員のただ今の質問にお答えをいたします。これは先般9月13日の特別委員会において少し説明をいたしましたですけども、これ環境省からの通達がございます、排出業者、ここではつまり元請業者は、建設工事等から生じる廃棄物の適正工事を行うために、適正な処理を確保しなければならないというふうになっておりまして、つまり排出業者、元請業者に、全て処理責任を負わせることを目的とした環境省の通達でございます。従って、市のほうといたしましても、元請業者が排出業者という位置づけをいたしておるところでございます。

委員長（南口彰夫君） 課長あのね、元請業者、排出業者と言われても分からんの、この後更に孫請業者まで出て来るみたいなので、元請ちゅうのは株式会社ユウエイじゃろう。それから排出業者というのは、西日本総合産業株式会社のことをいうん。有限会社ニッ堂建設のことをいうん。これ一緒なんかね。（発言する者あり）今の説明やったらユウエイかね。（発言する者あり）はい、分かりました。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そういたしますと、この産業廃棄物の排出業者は、元請業者であると、こういうことですか。

委員長（南口彰夫君） はい、前野課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） ただ今の質問にお答えします。排出業者につきましては、いわゆる元請業者、つまりユウエイということで認識いたしております。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そういたしますと、まずこのきょう出していただきました

契約書の中に、黒塗りですからゼロかもしれません。ゼロでもありうると思います。というのは、元請業者が排出業者だということになると、これは違反になりますから、処分を任せたら。ですからゼロかどうか分かりませんが、ゼロならそんな契約に入れる必要はない。そして今回はそれぞれの処分業者と契約されて、私が前回の委員会でトータルしますと、1,400万以上になりますよと申し上げたんですね。その辺の認識は間違っていないということでしょうかね。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 委員のご質問にお答えいたします。建設副産物適正処理推進要綱により、市は排出事業者なり指導的立場にあるということで、先程ご指摘な内容で、注文書の内訳のことも説明させていただきましたが、排出事業者が直接契約し、直接支払をするという考えは十分認識はしております。しかしながら、そこまでの調査を行政のほうに、そこまで指導的立場にあるかどうかというのが、今現在認識的に分かりませんので、その辺を調査させていただきたいなと思っております。

委員長（南口彰夫君） 竹岡委員、調査させてくれんかって。

委員（竹岡昌治君） 意味が分からんです。何を調査すると言われたのか。

委員長（南口彰夫君） あなたの質問に対して、下請、孫請けで契約金額。

委員（竹岡昌治君） 私が質問してるのは簡単なんですよ、基本的なことを聞いてる訳ですよ。いわゆる市が発注した、市が発注したら元請業者は、いわゆるこの廃棄物処理法でいくと、産廃の排出業者ということになるわけですね。それは責任持たなくてはいけない。それで前回お聞きしたら、個々に処理業者と契約されてると聞いたんですよ。にもかかわらず、きょう出していただいた契約書には下請業者に任せてあるから、だからどっちが正しいかと聞いてる訳です。私は法の手前、金額はその次の問題じゃから。どっちも正しいと思うんですよ。どっちも正しいんなら、最終的に1,000万で請け負わせたものが1,400万もかかったら、業者たまったもんじゃないから。だけど法律上で示されてる契約は全部そうってますから、なら元請された方は1,400万からのお金を用意せんにゃいけん。こんな事業を請けちよったんじゃ、たまったもんじゃないから、どっちが正しいんですかと聞いてるだけ。どっちも間違いがあるといわれるんなら話は分かるけど、どっちも正しい言い方してやから分からんようになった。というのは、元請業者が下請

業者との契約している、処理業者とも直接（発言する者あり）10社にわたって、（発言する者あり）私の心情として固有名詞は出しません。私のことなら出しますが。だから10社に対して、処理業者と元請業者が契約してる。しかし元請業者は下請業者とも契約してる。だからさっきも申し上げた。ゼロならしかたがないと言ったんです。だけど、どう見てもゼロじゃないと思いますから。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 排出事業者と下請である2社の契約金額、それと運搬処理委託業者との単価契約における予定数量での金額のトータル、その金額は受注金額より超えているということで、市のほうも認識しました。従って、その辺のことを確認をするために、請書における明細を求めた時に、一応その辺の金がダブルに計上してあるようなことが分かりました。しかし市としては、その後の金の動き方については調べる、先程の課長の説明申しましたが、振り込みはどうされるかというような確認まではしておりませんので、ダブルでみてあることが分かったので、その辺を納得し、指導的立場である職務として、そこまでいいのかどうかというその辺が分かりませんので、先程その辺を調べるといったまででございまして、そういう確認をしております。以上です。

委員長（南口彰夫君） ちょっと確認するね。もともとは仮囲いがなされてないことに端が発したと。仮囲いの120万円が、約120万円の仮囲いを費用を負担する以上に経費がかかっちゃうんじゃないかというところに議論がいきよるそいね。それに業者が負担を感じちゃったために、仮囲いの予算が組まれる以上に、下請のほうの処理経費がかかりすぎたということが原因の一つじゃないかと。（発言する者あり）含めてじゃね。それを関連する下請、ユウエイから、元請から下請の関係する書類を全部集めることは、じゃなかった契約にかかるものを全部集めることは、今のところやってなかったというのが答弁じゃろ。強いて言えば。契約、お金の流れが全部こう……。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先程のこと、もうちょっと簡単に言いますと、契約と思える金が、全部足すとユウエイが受注した金額を超えると。その辺はおかしいという判断をしまして、下請2社の契約の内訳明細がどうなっておるかを確認したところ、先程言いました項目が運搬処理業者にもあるのにもかかわらず、見てあると。そのためにトータルが超えてしまっていると。しかし現実的に排出事業者が、各

下請または運搬処理業者と直接契約されているということが重要なということがございますし、実際に最終的に金がどう振り込まれたまでは、市としては関与すべきかどうかということが分かりませんので、先程私が調査すると言いましたのは、どこまでが市がその辺までを確認せんやいけんのかを調べたいなということで、言ったことございまして、ダブルで見えてあるために、超えた状態になっていることは認識してます。

委員長（南口彰夫君） 竹岡委員いいですか。伊藤部長の言うことはやっとわかってきたとは思んですけど。ただ答弁がどうなんかということだろうと思うんですが。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） かみあわんのやけどね。市は現場説明をやる時に前回出していたいたんですか。この資料は。出していただいた中にですね、工事のようけあるんでなかなか分かりにくいんですが、すいません。現場説明書という中の添付資料の中に、入札条件及び指示事項というところに、わざわざ建設副産物適正処理推進要綱、それと建設廃棄物処理指針、これに基づき云々かんぬんということが書いてあるんですよ。ですからその通りがされてないのに、今から調査すると言われてもちょっと分かりにくいんじゃないけど、私はこれに基づいてされてあるかないか、まず聞きたかった。それからもう一点は、その確認が取れたら、仮囲いの370mですか、これは下請業者に任せておられるんですね。下請業者に任せておられれば、当然工程表を見ると、これも前回出していただいた資料の中に、当然安全管理についてというところで、毎日ミーティングするようになってます。それから安全朝礼を全員で朝8時から8時10分までやると。更にこれは現場代理人がやるわけですね。ですから毎日ミーティングしたり、安全会議を開けば、当然仮囲い工事が例え下請に任せても、完了するまでに解体工事入っちゃいけんというぐらいのことは、我々素人でも分かりますよね。しかもあそこは住宅地なんですね。特に1棟ほど離れて解体せんやいけんところは、前も後も人が住んでおられるんです。そうしますと、仮囲いと第三者が完全に通れる仮通路、そういうふうな確保も全部しないといけないというのは法律上決められています。そこでそうした中での契約を交わしながら市と、どういう流れでそういう作業に取り組みられたかということなんですね。契約も基本的に契約が違っていれば、やることも違って来るだろうと思うんですね。その辺でお尋ねしたんですが。

委員長（南口彰夫君） はい、だいしょ分かりやすくなってきた。契約を結んだのは、各委員の皆さん工程表ありますか。この中に工程表というのがあるんです。もう一回復唱するようになりますが、工事の入札日が行われた日、それから契約が行われた日にかけて協議がなされた日が、説明がつけば説明して下さい。はい、入札日。はい、久保課長。

総務部監理課長（久保宏二君） ご説明いたします。まず契約日でございますが、これは平成23年3月1日、火曜日でございます。

委員長（南口彰夫君） 入札は。

総務部監理課長（久保宏二君） 大変失礼しました。入札日は当然それ以前でございます。入札日は平成23年2月18日、金曜日。本工事につきましては、低入札になりましたので、低入札のくじ引きが平成23年2月24日、木曜日でございます。その次に契約日が平成23年3月1日ということでございます。当然工事の着手につきましては、3月2日から翌日からということになります。以上でございます。

委員長（南口彰夫君） 3月2日から工事予定になっちゃうんですね。工程表から行くと。契約日の次の日から3月2日から工事予定で、3月4日までが仮囲いという工程表に間違いはないですね。先程竹岡委員が質問した、安全確認も含めて協議をしなければならないと。協議をするということであれば、入札の結果2月24日の木曜日に再入札で結果が出たと。それ以後の協議したという中身は、詳しくはまたでいいですが、時系列でいつから協議がなされているんですか。少なくとも工程表が提出されたのが3月1日の契約日ということが推測されるんですけど、3月2日付で市長から株式会社当時のユウエイの有道代表のところに、監督職員で技師が選任されたということが3月2日に出されているんですね。そうすると、事前協議も含めて協議の経過を。はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 2月25日、金曜日でございますが、リサイクル法の手続き等行うために、建設課、監督職員、この時点では予定でしたですけども、それと請負業者の主任技術者、この時点でも予定でございます。協議をいたしております。諸事項等の協議を現場に行き、解体、建物の確認や仮設工の仮囲いの位置及び工期等についても、協議をいたしておるところであります。それが2月25日でございます。

委員長（南口彰夫君） 3月1日の契約に協議事項はあるんですか。これ協議なされちゃらんや工程表が出てこんでしよう。3月1日。その3月1日に株式会社ユウエイより美祢市長宛に現場代理人、主任技術者、管理技術者の専門技術者届け出というのが、ここに出てるでしょう。その3月1日に工事工程表が示されているわけですから3月1日に何らかの協議がなされたんではないかと。はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） はい、お答えいたします。3月1日、火曜日、契約日でございますが、現場代理人、主任技術者届け及び工程表を正式に受理をいたしておりますけども、その時において工程の打ち合わせをいたしております。

委員長（南口彰夫君） はい、復唱します。3月1日に、株式会社ユウエイより市長宛に現場代理人、主任技術者の2名が届け出されたと。その時点で、その3月2日翌日より仮囲いの設置に入るという協議が、少なくとも当時美祢市の建設課の監督職員とユウエイのほうの現場代理人、主任技術者と協議をしているはずなんですね。先程1名というたらどっちのほう、現場代理人ですか、主任技術者のどちらが、3月1日に美祢市の建設課のほうにきて協議をしたんですか。（発言する者あり）もしその1名というのは後日でもいいです。はい。

建設経済部建設課長（前野兼治君） その辺につきましてはちょっと再度確認をさせて頂きたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、分かりました。どちらかが市のほうに来て、それと当時の監督、翌日に美祢市の監督職員が指名されているんですね。その監督職員は3月1日には当然立ち会っているわけですね。監督職員のほうは。はい。

建設経済部建設課長（前野兼治君） おっしゃるとおり立ち会っています。

委員長（南口彰夫君） ということです。少なくとも今の説明から行けば、3月1日に契約がなされて、3月2日から工事に入ると。工程表に書かれているように、3月2日から3日の間に仮囲いがなされていなくて、4日に工事差し止めということになれば、1日の日には協議は行なわれているが、2日、3日がどうだったのかということになると思います。そのことも含めて、その他委員の方々からご意見を。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題につきましては、いろいろ今までの100条委員会

でも私も述べて参りましたが、要は今、竹岡委員のほうからもあったことにつきましては、今回の詳しく質問があったと思うんじやが。要は建設課の職員についちゃ多分、皆分かっておるのは、説明不足の点が大分あるような気がするんじやが、この産業廃棄物、これは当然廃棄物法に基づいてやるんじやが、これについては、解体工事は特にこの下請と請負業者も資格を持っておれば、それは当然ええですが、多分これは特殊な工事ですから、下請けが当然これは入ってくる。その辺は運搬も、解体する人間も、免許持ちやらんにゃ、その辺のことは、この美祢市の業者の中には何人かおられるかもわからんけど、今、この度のユウエイについては、多分資格持っておられんと私は解釈しちよる。そうすると下請出さんやいけん。下請は出すのはええんじやが。要はあなた方も先程大分緩和になったということ言う。これは自治体が発注する場合と民間が発注する場合違うんじやね。自治体の分は当然緩和になっちよる。県に届出か申請しただけで済むん。許可が出るはず。土木のほうでやると。その辺の詳しいこと要説明しちやないと、ようわからんことが多い。それで今の委員長もものを言われたけど、契約の日にちがどうたらこうたらとある。そのことも大事かもわからんが。要は発注は我々が委員会で行った時に仮囲いがしてなかった。これはあくまでも、行政の監督確認の不足じゃこれは。信用しちよったから、我々はその辺はできちよるものと思うちよったと。それも一つの理由になるかもわからんけど、それだけはこの度そういう事件が起きたんじやから、間違いのない行った時に出来ちよらん。ということは、監督が信用しちよったから行かんじやったんじやすまん。大事な時の一番急所だけは行って確認をせんやいけん。これは建設課の監督者が任命されちよる人は、これが一番主なんじやから解体工事についちゃ。仮囲いがなかったらできんのじやから。それをやちよらんちゆうことを確認するそが、一応行政の責任であると私は解釈しちよる。以上。

委員長（南口彰夫君） はい。行政の責任であるということなんですが、先程もう一度繰り返します。竹岡委員のご指摘のとおり、安全確認を含めて協議が適切になされていたのかどうなのかといえ、これが適切になされ、適切に措置がされときゃ、こうした問題は起きてないんですね。ですから3月1日を含めて、協議の内容をきちんと確認する必要があるだろうと思うんですね。これに関して、ほかの委員の皆さんご意見を。はい、安富委員。

委員（安富法明君） なかなかですね法的なこと難しい部分があるんですが、今先

程から質疑があったんですが、現場説明の時ににおける指示事項とか条件等の指示事項とかに基づいてですね、基本的にその契約がなされておるかということそのものが、以下みんな同じような感じになるんですよ。契約あるいは規則とか法とかもそうでしょうが、そういったものが今言われるように、河村委員も言われましたが、事実は明らかだと思うんですよ。現実には安全上一番大切な仮囲いができてない。できてないけれども、工事が進められておったと。にもかかわらず、市との打ち合わせ事項では、提出された書類にも先程竹岡委員も言われましたが、ミーティングとか安全の打ち合わせとか、毎日行われるようになっております。現場代理人が常駐して、常にそういうふうな安全確認とか安全教育もするようになってましたね確か。そういったことも行われながら、行われながらですよ。行われながら出された工程表すら守られずに、工事ははっきり言うてちょっと言い過ぎなんかも知れませんが、手抜き工事が行われてるといわざるを得ませんよね。ですから、これが要するに市との契約とか、今金額とか法的な問題もさることながら、全てにおいて無視をされる。遵守されない。されていないと言いますか。その結果として、今回の問題が起こったというふうに考えたなら、果たしてですね、ある程度現場代理人さんとかそれなりの主任技術者ですかね、こういう方等の、行政側が当日発覚した当日に行った時には、現場代理人さんはおられなかったということ確認をされておるわけですよ。そういったこと等含めたらやはりですね、事実がどうだったかということをお聞きし、来て頂いてお聞きするべきじゃないかなというふうに思うんです。ですから、行政側が処分も含めて今から出て来る問題ではあるんですが、その辺のこと明らかにした上で、この受注された業者さんが、その公共工事に係わることが適切かどうかじゃったんかどうかということまで、恐らく行政が責任を負わなくてはならない。その辺じゃろうと思うんですよ。要するに公共工事をするに値せんような業者に発注してる可能性もあるわけですよ。その辺を推察とか憶測で議論するわけにはいかないですから、そりゃ相手の業者さんにも失礼ではあるしですね。行政もその不満でしょうから、その辺はやはり明らかに私はすべきだというふうに思います。

委員長（南口彰夫君） はい、今までは時間をかけて、資料の提出と執行部の説明を求めてきました。今河村委員も言われるように、適切に指導しておけばこうはならなかったと。ということになれば、市が選任した監督職員の怠慢があったという

ことであれば、この委員会で市の職員の怠慢を明らかにして、厳重な処分を市長に求めるということもできます。ところが、市の職員がきちんと何度も指導したら、ちゃんとやりますと答えたのかどうなのかという辺は全く不明なんです。ということであれば、監督職員と美祿市のほうの職員と、今、安富委員が言われたように、株式会社ユウエイのほうで現場代理人及び主任技術者の、ここのきちとした説明が必要だろうと私も思います。ここがきちんと協議をし適切な処置をしておれば、こういう事態には至らなかったと。どちらかに怠慢があったのか、双方に怠慢があったのかは、それぞれ三者にきちんと説明をして頂ければ、明らかになるんじゃないかということだろうと思います。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 先程指摘もしましたが、要はですねこの問題は発注は仮囲いができちよらんことが発注じゃったと思うが、これについて行政のほうとしてはあくまでも委員会であとあった訳じゃけど、ストップをかけられた。そういうのをやらんとおってやるということはいけないということで、ストップをかけられておる。そして業者のほうも守って工事を止めた。落ち度は間違いない、落ち度があった、これは。双方落ち度があった。じゃがそれを結局行政としては・・・。

委員長（南口彰夫君） 河村委員、河村委員、ちょっとまちいね。人の話を聞かんにゃ。双方に落ち度があったという結論はまだ委員会を出してない。あなたの意見じゃけ。同じことを繰り返してるけど。双方に落ち度があったという事実を明らかにせんやいけんのじゃから。

委員（河村 淳君） その事実を実際に仮囲いをやっちょらんやったから。

委員長（南口彰夫君） 双方に明らかにあったということはまだこの委員会では認定してない。（発言する者あり）あなたの意見を度々言よってじゃから。今私が、ちょっと自席に座って下さい。私が説明したのは、双方にあったとしてもいいけど、執行部のほうにもし責任があるとすれば、直接的な責任は監督職員のここに名前があがったら職員なそいね。これに責任があるんじゃったら、私は厳しく処罰を委員会としては求めたいと。それともう一つは、業者のほうも業者のユウエイのほうも2名の代理人と技術者があがちよると。ここにも責任があるんじゃたら、業者に対して厳しい処置を求めると。しかしながら、3月1日に協議がなされたという報告があっても、どのような協議をしたのかは、当事者じゃなけんや分からんはずなんです。そんなもん記録が残っちょきゃ、ここにペーパー出してもらえ

ればいいんじゃないけど、協議に関する記録とかいうのは恐らく残ってないでしょう。双方のユウエイとここで出て来る、その3月1日に工程表が示されて、契約がなされた。主任技術者と現場代理人がユウエイのほうから示された。それから美祢市の側の監督職員が氏名を翌日にしてるわけですから、あくまでも監督職員が立ち会って協議をしたということですから、協議に係わる議事録でも、それが出来れば非常に分かりやすいんです。ところがそれが無いということなんでしょう。であれば、この中身が適切に協議がなされたかどうか問題じゃないかということで、先程から委員から意見が出てるわけですから、その意見に基づいて議事を進行しなければ、きちっと適切な判断ができないのではないかと思います。分かりませう。はい。

委員（河村 淳君） それでですね今言われたことは分かる。じゃが、結局こういうことがあったということは事実じゃから、これについては当然私らはあくまでも行政事務についての100条委員会じゃから、今の業者がどうかこうとかいうのは我々まだタッチするべきでもない。

委員長（南口彰夫君） それは何か勘違いしちゃってですよ、河村委員。何で業者にタッチすべきじゃない。もともと私が問題提起したのは業者の・・・。

委員（河村 淳君） 業者を調べるということになると、捜査権になるんじゃないから。

委員長（南口彰夫君） 当たり前じゃねこの100条委員会というのは調査権あるんじゃないから。

委員（河村 淳君） 関連があればええよ。

委員長（南口彰夫君） 関連があらあね。協議を向こうはしたと言ってるのに、何回同じことを言わせるんかね。市の職員が出て、3月1日に契約を結ぶ時に安全確認を含めて協議をしたということになっちゃると。竹岡委員がそれを指摘しよるわけいね。協議の内容をあきらかにすべきじゃろう。それを美祢市のほうの職員が怠慢であったんなら、厳重に美祢市の職員を処分を求めんにゃいけん。ところが美祢市の職員が適切に指導したのに、それに従わなかったということになれば、業者のほうの調査もせんにゃいけん。これは分からんわね、これは双方きちんと等しく扱うべきじゃあね。

委員（河村 淳君） 要はね分かったですがね。この問題についちゃね、私は当初

から何回も言いよるけど、この辺についちゃ執行部のほうもきちんとそういう指導をして、止めてやり出したから、完了はもうしちよるはずじゃ。金も払ろうちやるかも分からん。私も分からんが。ということはね、今後気を付けて、こういうことがないように気を付けてくれということのことで、終わったらどうかと思うんじゃが。私はで。

委員長（南口彰夫君） はい、座って下さい。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あのですね河村委員に反論する訳じゃないんですが、例えですよ、例えで申し上げますと、スピード違反したと。捕まえんほうが悪かったという論理なんですよ。そうじゃないんです。もともとスピード違反したほうが悪いんです。だからそれを捕まえることができんほうが悪いという論理にはならんと思います。だから行政が工程表のとおり4日の日、河村委員さんが言われるのは、建設観光委員会で当然問題になったんじゃから、行政が行ったんじゃろうとこうおっしゃるんですが、私どもも若干監査の立場から事情聴取させていただきました。その時は、やはり住宅地であると、人が住んでるところの間で解体をするんだから、3月4日確認は取りたいという意味で、その日に確認しようと思うたら、建設観光委員会のほうが指摘された。偶然が重なり合ったから、言い訳がましゅうになるからと、執行部はもう言い訳をしないということにしてるんですね。私どもの調査では、一応そういう予定でやってましたと。それは何故かったらさっきからくどいように申し上げますけど、下領住宅の団地の中だから、特に安全対策については確認をしたいという気持ちで、担当は確認する予定をちゃんと予定を組んでいったとこういう話なんです。ですから、スピード出したほうは触れないで、捕まえなかったほうが悪いという論理はちょっとこの際さげて、委員長がおっしゃるように、公平なやり方で運営をしていって頂きたいとこのように思います。

委員長（南口彰夫君） もう一回確認をしますよ。仮囲いがなされてないか、安全確認がなされてないままに工事に入っていると。隣には住民が住んでいると、そうした事態が放置されていたという問題の指摘をしたんです。ただこれが原因がなんなのかと。行政のほうで、立場からすれば業者は弱いんですね。仕事もらわんにゃいけん、お金をもらわんにゃいけん、弱い立場にありながら、何らかの形で行政が工期を圧縮したり、工期を切羽詰まってという形で、業者からすれば、業者というよりも少なくとも現場代理人や技術者は、現場の責任者は、仮囲いをしなくて

もええ、安全管理をしなくてもいいと、悪意に満ちてどうこうとやったとは考えられんのですね。善意に物事を解釈するならば、少なくとも何らかの理由があったんじゃないかと。これは業者の側もそれから指導する行政の側もと。このことを明らかにすることが、今後二度とこうした安全管理、大きな事故に繋がらないための管理に、行政の側も業者の側も必要なのではないかと、最も大事なものは等しく事実の解明をしていきたいということが、行政の側が、権力や力は行政の側がもちよるんです。仕事とお金をもらわなければならない立場は、業者の側が立場が非常に弱いんです。これは前提にしながら、しかし起きた事故についての解明は、当時の監督職員も現場職員も恐らく年齢的に若い方だろうと思うんですが、そのことの実情が、協議も含めて事実関係をきっちりあきらかにして、市民にも分かるようにするのが、この委員会の責任であるし、二度とこういうことを起こさないということに繋がるんじゃないかと思えますから、各委員の皆さんもそういう立場で発言をしていただきたいと思えます。以上です。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 元々、議会に調査権が与えられて、今の事実関係を究明すると。これ100条委員会ですね。議会の調査権は、あくまでも執行部が執行機関が住民の福祉、安全、こういったものについて、どう行政事務やっているか。これ、我々一番の与えられた権限の調査です。それを今、業者までという、これは、捜査権なり他の機関でやるべきで、議会はそこまでの権限は100条委員会にはない。私は、そう解釈する。私の解釈。それをきちっとしないと、これ出るところに出てそういう調査権で美祢市がね。（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） ちょっと、ちょっと、河本議員、座って下さい。

委員（河本芳久君） ちょっと待って、発言を聞きなさいね。

委員長（南口彰夫君） それはもうわかったからね。それはもう100条委員会の以前の話ですから、座って下さい。

委員（河本芳久君） 100条委員会の根本の問題じゃあないかね。一番基本じゃあないですか。

委員長（南口彰夫君） 河本議員。これ読んで。これを読みなさい。

委員（河本芳久君） 読みなさいじゃあない。100条委員会とは何かというところからやらんにゃあどねえなる。

委員長（南口彰夫君） これを読みなさい。それから、ほな地方自治法の第100

条を持って来て読みなさい。

委員（河本芳久君） それも十分読んでおる。

委員長（南口彰夫君） 執行部を追求する委員会じゃありませんよ。事実を解明するところなんです。

委員（河本芳久君） だから、執行部の事実を解明するんじゃないか。

委員長（南口彰夫君） 違うそりゃあ。

委員（河本芳久君） 違うんじゃない。（発言する者あり）市民が見ちよるぞ。

（発言する者あり）100条委員会の本質を市民が見ていますよ。美祢市の100条委員会何かと。こういうことになりますよ。

委員長（南口彰夫君） あなたたち、ようわからんのやけど、何でユウエイさんをきょうも出席しちよっちゃあないんやけど、私は、きょうの委員会を開くのにあれだけ頼んだんですいね。しよっちゃないけど、何でそんなに業者をかばわんにゃあいけないのかね。少なくとも、仮囲いの予算をついちよるのをしていなかったのは、事実上、企業の側に責任があるんですよ。ただ、私は企業をそこまで追い詰めている行政の責任もあるっていったるんです。だけえ、これを等しく調査することが事実の解明につながるんです。はい、河村議員。（発言する者あり）

委員（河村 淳君） 先程から委員長が言うてやけど、その仮囲いをようやちよらんじゃったと。この指導、執行部のほうはストップをかけたね。その時何故あんたは、理由は業者のほうに聞かれたかどうか。その辺を聞いてみたい。何故囲いできんやったかということ、聞かれたか聞かれんか。執行部のほう。はい。

委員（竹岡昌治君） 原因についてということなんです。従って先程から私が何回も申し上げてるのは、現場説明やる時に入札条件だとかいろんなものがある中に、建設副産物の適正処理推進要綱というのがあるんです。その中の第11の3の項目の中に、皆さんのお手元にもあると思います。その中に、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体の方法並びに当該順序が、条例で定められた順序によりがたい場合にあっては、その理由をつけて届け出ることになっている。分かりますかね、何かがあってできなかったという時には、届け出る義務が業者のほうにあると。それに基づいて、行政がじゃどういふふうにするかという判断をしていくべきだと私はそう思うんですが。

委員長（南口彰夫君） はい、取りあえず3時半になったので、10分間休憩いた

します。

午後 3 時 3 0 分休憩

.....

午後 3 時 5 0 分再開

委員長（南口彰夫君） 委員の皆さんよろしいですか。それでは再開しますが、意見の交換ですから、冷静にお願いしたいと思います。それでは委員会を再開をいたします。先程の議論に続いて、委員の皆さんのご意見をお伺いいたします。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいません。余り休憩前に激論をされたんで、度肝を抜かれて、めがねがどこにいったか分からんようになったんですよ。それでですね、休憩時間に 100 条読ませていただきました。頭が悪いから 3 回読んだけどようわからない。従って、これは廣瀬和彦という方なんです、市議会議長会のほうの事務局で明治大学の法学部卒ですから、その方の 100 条調査ハンドブックという本が手元にあります。これを見させていただきますと、100 条の調査権の目的というところの解説に、当然地方公共団体の事務に関わる範囲で起こった不詳事件に対しというふうになっております。その当該不詳事件等が発生するにあたっての原因と背景、これについても調査ができるように解説されております。従って、私は今日までの 100 条委員会のやり方は、間違っはなかつたんじゃないかというふうに認識をいたしております。河本委員さんの意見を頂きまして、丁度勉強する機会を与えられたことを感謝して終わります。

委員長（南口彰夫君） 河本委員何かご意見があれば。はい。

委員（河本芳久君） 1 件はプライバシーに関わるようなことについては、言及してはならない。これが 1 件、そういう 100 条委員会の中に。それからこの議員必携の中には今、竹岡委員の言われたようなところまでは言及しておりません。議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため適切な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし違法や不適正な事実があれば、その原因を究明して、それを是正、改善する方策がなんであるかを見出し是正改善させる一つの行政に対する意見なり、提言、これが調査権としての範囲であり役割だと。だから、国会における国政における調査権よりは、そういう権限は大幅に制限されてる。イコールでないところ私は解釈しております。これは行政必携でござ

います。以上です。

委員長（南口彰夫君） その分は私も持ってるし、私も同じように読んじゃるんじやけど。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 言葉が足らなかったです。おっしゃるとおりです。更に再発防止というのが一番大きな目的になるわけですね。そのためには、やはり原因、背景こういうものを調べないと再発防止、じゃあどうしたらいいのか。安富委員がおっしゃったように公共事業を任せることが適切な業者であったかどうかという、ちょっときついご意見だったと思うんですが、今回の仮囲いが私は単純に忘れたという行為ではないと思うんですね。何らかの事情があったんだろうと思うんです。ただ事情があってできなかった、先程申し上げたようにやっぱし、要綱や法に準じて届け出を出しちょかんにやいけん。こうこうこういう理由でちょっと手順が変わると。しかし十分な安全対策を取って、危険なもの以外の着手をしたいとかですね、その辺の手続きが取られてなかったということだと思うんですね。その辺をちょっと今からもっとやって行かないと分かりません。いずれにしましても、安全管理をきちんとすると書いてありますし、工程表にも謳われてますし、それからもう一つ工事のやり方の中にも、ちゃんと書かれてるんです。フローチャートで。従って、その辺が今後再発防止をするためにはどうしても、じゃあどういうことでそういうのが起きたんかということまでは、やはり調べて行かなくてはいけない。それから河本委員さんが言われたように、プライバシーこれは当然守るべきだと思います。私は一回もですから固有名詞は使わなかったつもりなんですね。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 先程、委員長から業者の肩を持つこと、これは誤解を与えたような発言であれば訂正します。あくまでも、議会はそういう一業者肩を持つために私は発言はしておりません。あくまでも仮囲いをしてなかったというのは、これは先程から河村委員が言われるように、業者の手落ちであり、それに対して行政はどういうふうな指導をしたか、またはペナルティーをかけたか、こういったことは、当然なこの委員会で調査すべきであろうけれども、私は決して業者の肩を持つための発言をした覚えはありません。しかし、そういう誤解を与えたということなら訂正します。

委員長（南口彰夫君） はい、山本委員。

委員（山本昌二君） ちょっと私聞き間違いであったかも分かりませんが、先程の前半の委員会で、2、3調査権は100条調査のこれは議会にあてられておる調査の項目ですが、捜査権という言葉が2、3件出たんですよ。出ております。これはですね、絶対これは会議録の時ですねされる時には調査権に訂正したものでやっていただきたいというふうに思いますし、これはこの議会で捜査権というのは関係ないことですから、使わないようにしていただきたいと。委員長さんご指導よろしくをお願いします。

委員長（南口彰夫君） はい、その他ご意見。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 建設業法と労働安全衛生法というのがありますね。これは基準監督署が監督するわけですけど、その辺はどういうふうになってるんでしょうか。今回の工事の場合にですね、防止柵をしなかったと。それで粉塵がたつというのは、労働安全衛生法からいけば、元請が、例えば全責任があるわけですね。発注者から。と言いますのは東京なんかで大きなビル、100階建てとかいいますと、土木建築、それから左官、トビ、一種工事とか、あらゆる工事がさくごうしてるわけですけど、そういう中で事故が起きないようにやるためには、労働安全衛生法で元請の全責任になってるわけですね。そういうものを含めまして、ご答弁いただきたいんですが。

委員長（南口彰夫君） もう一度田邊委員確認をいたします。現場の安全管理に関して、労働安全衛生法という法律に関して何を聞きたいんですか。

委員（田邊諄祐君） 今のこの100条委員会でいろいろ話してる内容と、労働安全衛生法との関係はどうなってるのか、その辺を・・・。

委員長（南口彰夫君） 今、執行部に私は手を挙げるなど言った。質問の趣旨がですねよく理解できんのは、今、下領団地の解体工事の請負に関することについて、今の議論の流れの中で、労働安全衛生法という法律の何が関係あるんですか。

委員（田邊諄祐君） 元請の責任がですね、例えば粉塵がたったり、事故が起きた場合に、労働安全基準監督署というのがあってですね、怖い存在なんですけど、それが必ず検査にきたりするんですよ。

委員長（南口彰夫君） それは分かります。事故が起きた場合は、労働安全衛生法という法律に抵触してくるようになるんですいね。

委員（田邊諄祐君） 事故が起きなくても、事前にそれを防止するために、労働安

全基準監督署というのがあるんですね。怖い存在のがあってですね、それで例えば
囲いをしてなかったら囲いをしなさいとか、検査があるんですよ。民間の企業だっ
たら必ず労働安全衛生法というのがありまして、そこでも大きなチェック機関が残
ってるんですけどね。それと今との関係はどうなのかをちょっとお聞きしたいんで
す。今の有道の元請業者との関係ですね、その中の囲いとか粉塵がたつの住民に迷
惑かけるとか、これは安全衛生法にもひかかると思うんですけどね。だから二重チ
ェックのような形になってると思うんです。

委員長（南口彰夫君） 分かりました。曖昧に執行部のほうが、この前から執行部
の答弁で、私は不十分さや曖昧さがあるために誤解を招くといって以前注意したこ
とがあるんですが、田邊委員のご意見については、きちんと記録にとどめて、きち
んと精査させた上で、答弁ができるなら答弁をさせたいと思いますが、それによ
るのでしょうか。

委員（田邊諄祐君） 結構です。

委員長（南口彰夫君） はい。ということで。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） ちょっと誤解のないようにお互い確認したいんですよ。
今、100条委員会には調査権というものがないと言われたけど、そう言う言葉使
うなど。（発言する者あり）捜査権、捜査権なら。

委員長（南口彰夫君） ということで。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回、下領北団地解体の件で今違法性とかそういったところ
今協議されてますけど、実際今回行政としての何らかの形で、不手際があったので
はないかということでありますけれども、今回の一連の案件をずっと見ていきます
とですね、こういった今まで市が発注した解体工事というのは、私は何度もあった
と思っております。それで今回と同じような形が例として無かったかどうか。その
辺について、まず無いなら無かった。実際ちゃんと安全防護柵とかそういったと
ころのものは、ちゃんと期限内にちゃんと対応しておった。ということをもしその
辺について、きちっとまずどうだったかということをお尋ねしたい。

委員長（南口彰夫君） よく協議して。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 私、市役所のほうでずっと建設関係におりますの
で、私の知る限りは長い間の解体工事の内容の中で、こういう事例があったかとい
うことで、私の記憶の範疇で言わせていただければ、無かったというふうに記憶し

ております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ということは、今回非常に特異的な特質的な例であったということが言えるということですか。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） これまで私の経験ではなかったということでね今回のこうにう委員会までされたことは当然初めてですし、重大なことというふうに認識してます。

委員長（南口彰夫君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ということはですね、そうにう行政としてのチェック機能がねきちっとできていなかったということに繋がってくるということですね。それは。

委員長（南口彰夫君） 岡山委員、先程も河本委員とちょっと議論なったんですが、この委員会は、執行部が議案を提案してそれを審議する、常任委員会とか問題定義がなされた特別委員会ではないので、山本委員が言われた捜査権じゃない、調査権なんです。先日も執行部のほうの答弁の仕方でも注意したように、言葉尻を取り上げて、問題だということになる可能性があるんですね。今の質問は恐らく執行部がきちんとした整理をしなければ答えられない領域に入ってくると思われまして、答弁を保留させていただきたいということです。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） その辺に関しては、4日まできちっと安全防護柵ですね、きちっと確認して対応すれば、そういった手順通りきちっとできちよったという形でお答えされたら、それでどうちゅうことはないかなという部分はあります。それですね問題は今後100条委員会でも、事務上のいろんな調査を調べていく上においては、例えば今回請負業者ユウエイの中で、いろいろ監督責任者とか、安全をしっかりと進めていくこういった方もきちっとおられるということで、それが同じユウエイの中というよりは、養成してですねそういった管理者をあててるということで、問題はその辺の内容についてですね。実際きちっと市の工程表に則って、その辺がきちっと運用されていたかどうか。この辺に関しましては、私は今のままじゃったら全然何も進まんし、そういう方に来て頂いて、そしてきちっとこの場で説明をしていただいて、特に問題ないといえれば、もうそれでいいかなと思ってますし、

そのところをしっかりと明確にはっきりとしていただきたいと。行政のほうはもう今いろいろ説明もされてるし、それ以上のことは説明できないとこともありますので、それについて、もしそういったお呼びしてですねご報告なりして頂くことはできるかどうか、その辺についてしっかりその辺を進めていきたいなとは思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。あのですね、この委員会で非常に前半が手間暇かかったのは、私も含めてみんなほとんどの方が、建設業法に違反をしているという認識で入ったために、建設業法から調べ始めたんですが、この資料のこの大半がリサイクル法に係わってということで、その建設業法とリサイクル法のところを整理して議論を進めることが必要だということで、非常に議論をしていくための資料提出で手間暇がかかりました。ところが、今ほぼ議論を集中してできる状態になってきたのは、先程の質問の中で、入札が行われ低価格だったために、更に再入札を行ったということで、結局低価格というのは説明があるように、予定していた価格よりより安く取られたと。より安く取られたことで、業者にある程度の負担は当然かかるんですね。より高く取ったんなら良いですけど。業者に負担がかかると。（発言する者あり）ということで、より安くということに、私は一つの問題があるのではないかと思ったんです。行政の側も、業者の側も、等しく意見を聞く必要があるということで、行政の側には当時の協議を行った職員、それから業者のほうには現場代理人、技術者の意見を聞きたいという思いがあります。しかし、この委員会は基本的に運営等については、法の基に従い皆さんのご意見と議論で、できれば一致、全会一致、できれば多数、必要であれば多数という手法をとっていきますので、次回をできる限り早い時期に、来週の1週間程度以内で開催をしたいということで、きょうは正・副議長のほうにその旨を申し入れて、今後の運営とそれから100条のもう一度位置づけをはっきりするというので、議長のほうに申し入れ、協議の場を設けて頂くようにしたいと。それを受けて、明日本会議がありますので、明日中には次回の日時、日程をあきらかにしたいと、次の次回の委員会をですね。ということで進めていきたいと思いますが、そのことに関して何かご意見がありますか。先程の田邊委員の答弁については、一旦保留ということで検討させて頂くということできたいと思います。山本委員。

委員（山本昌二君） 大変良いことだと思います。そこでやはり調査特別委員会で

ありますので、調査の目的ですねこれをはっきりと書いて、みんなが納得した上での調査をしていくようにされたら、途中であねえやらこねいやらせんで済むと思いますので、委員長よろしくをお願いします。

委員長（南口彰夫君） はい、分かりました。それでは議長のほうに申し入れをいたしますので、これをもちまして散会といたします。ご苦労様でした。

午後4時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年10月20日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口彰夫